

建設アスベスト給付金

請求の手引き ①

《労災支給決定等情報提供サービスをご利用の方へ》

目 次

I 給付金の請求について	1
1 給付金制度のしくみ.....	1
2 給付金の請求の手続き.....	1
II 給付金の請求に必要な書類	2
1 基礎資料（請求書等）.....	4
2 添付資料.....	11
（0）労災支給決定等情報提供サービス.....	11
（1）請求者のご本人確認に必要な書類.....	11
（2）請求者が被災者の遺族である場合に必要書類.....	11
（3）被災者の方に労災保険の支給・不支給決定等がある場合に必要書類.....	13
（4）被災者の方の就業歴および石綿ばく露作業への従事を証明する資料.....	13
（5）請求する区分の石綿関連疾病に罹患していることを証明する資料.....	20
（6）企業等から損害賠償金や和解金などを受け取っている場合に必要資料.....	21
（7）その他の必要資料.....	21

<この手引きの利用にあたって>

- この手引きは、特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律（令和3年法律第74号。以下「建設アスベスト給付金法」）の支給について主な内容を取りまとめたものです。

記載内容の詳細については、労災保険相談ダイヤル（電話：0570-006031/詳細は本パンフレットの裏表紙に記載）にお問い合わせください。

- 建設アスベスト給付金制度の詳細については、以下をご覧ください。

- ・パンフレット「建設アスベスト給付金制度の概要」
- ・厚生労働省ホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/kensetsu_kyufukin.html

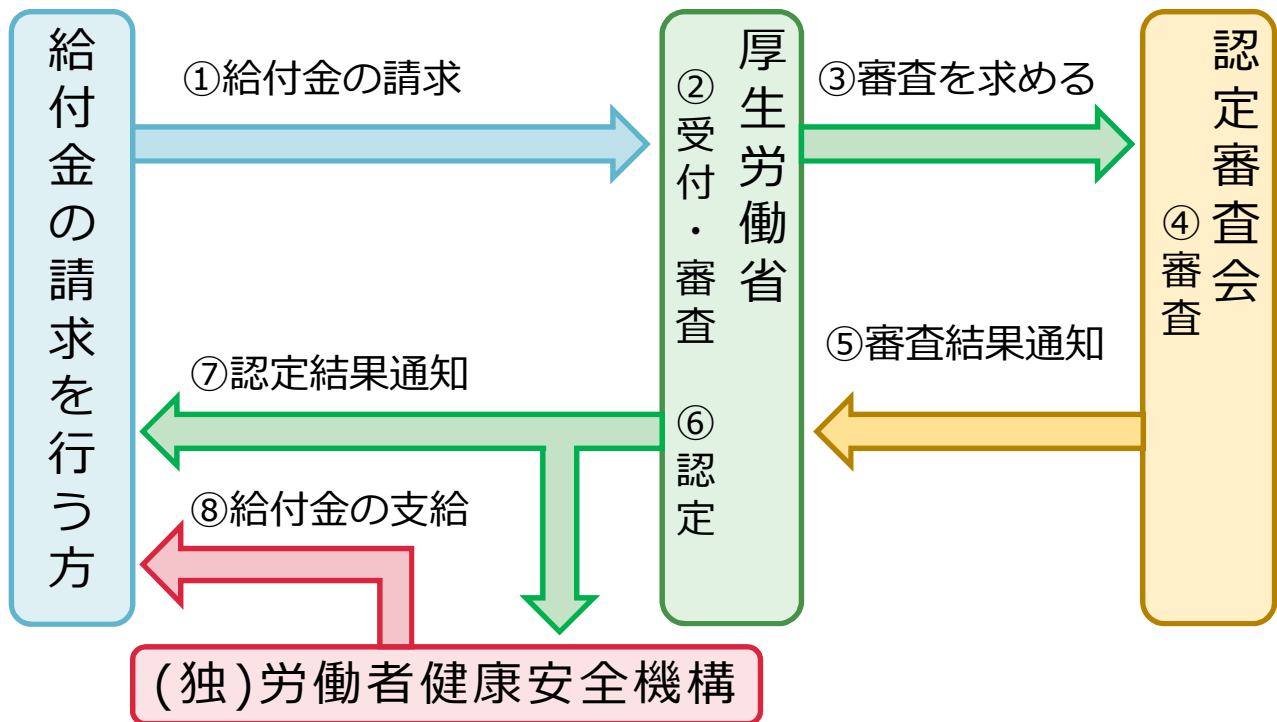


- 請求期限経過後に請求を行った方や、支給要件に該当しない方に対しては、支給されません。
- 労災保険の支給決定等を受けた後であれば、本給付金等の認定審査を迅速に行うことができる場合がありますので、本給付金等の請求に先んじて労災保険給付の請求をご検討ください。

I 給付金の請求について

1 給付金制度のしくみ

給付金制度のしくみは、以下のとおりです。



※「① 給付金の請求」に関し、厚生労働省から請求者の方にご連絡し、不足書類や追加資料の提出をお願いをする場合があります。

※認定・不認定の結果については、書面でご連絡します。

※建設アスベスト給付金制度の詳細については、

- ・パンフレット「建設アスベスト給付金制度の概要」
 - ・厚生労働省ホームページ
- をご覧ください。（前ページの<この手引きの利用にあたって>参照）

2 給付金の請求の手続き

給付金の請求に必要な書類（4ページ目以降に掲載）をそろえ、以下の宛先まで**簡易書留**や**レターパック**など、配達状況や到着の確認ができる方法で郵送してください。（郵送以外の受付はしておりません。）

〒100-8916

東京都千代田区霞が関1-2-2 中央合同庁舎第5号館

厚生労働省労働基準局労災管理課

建設アスベスト給付金担当 あて

Ⅱ 給付金の請求に必要な書類

給付金の請求に必要な書類は、次のとおりです。

※労災認定等情報提供サービスを受けていない場合や、追加給付金の請求の場合は、

- パンフレット「建設アスベスト給付金請求の手引《労災支給決定等情報提供サービスをご利用でない方へ》」
- パンフレット「建設アスベスト給付金請求の手引《追加給付金を請求される方へ》」をご覧ください。

番号	書類の種類	提出の要否	☑欄
1 基礎資料			
①	請求書 (→4ページ)	必須	<input type="checkbox"/>
①-2	委任状または成年後見人等であることを証明する書類等 (→10ページ)	原則不要 ※以下の場合には必要です。 <ul style="list-style-type: none"> ・請求者が、労災支給決定等情報提供サービス申請者と同一でない場合、または申請時と同一住所でない場合 ・請求者が任意代理人であって、給付金の請求の委任まで確認できない場合 	<input type="checkbox"/>
2 添付資料			
(0) 労災支給決定等情報提供サービス			
-	通知書のコピー (→11ページ)	必須	<input type="checkbox"/>
(1) 請求者のご本人確認に必要な書類			
②	住民票の写し等 (請求者の氏名・生年月日・住所を確認できる書類) (→11ページ)	原則不要 ※以下のいずれかの場合には必要です。 <ul style="list-style-type: none"> ・請求者が、労災支給決定等情報提供サービス申請者と同一でない場合 ・申請時と同一住所でない場合 	<input type="checkbox"/>
(2) 請求者が被災者の遺族である場合 (被災者が死亡されている場合) に必要な書類 ※請求者が被災者ご本人である場合は不要です。			
③	戸籍謄本等 (→11ページ)	原則不要 ※労災支給決定等情報提供サービスの申請時に提出されている戸籍謄本等で、請求者が最先順位の遺族であることが確認できない場合は必要です。	<input type="checkbox"/>
④	死亡届の記載事項証明書 (死亡の事実や原因が確認できる書類) (→12ページ)	原則必要 ※被災者に関する労災保険の遺族補償給付、石綿救済法の救済給付 (救済給付調整金、特別遺族弔慰金、特別葬祭料に限る)、特別遺族給付金の支給決定や認定を受けている場合は不要です。	<input type="checkbox"/>

番号	書類の種類	提出の要否	☑欄
⑤	請求者が事実婚の場合はそれを証明する書類 (→12ページ)	原則不要 ※請求者が、労災支給決定等情報提供サービス申請者と同一でなく、かつ、被災者の事実上の配偶者である場合は必要です。	<input type="checkbox"/>
(3) 被災者に労災保険給付や石綿救済法の特別遺族給付金の支給・不支給決定、石綿救済法の救済給付の認定・不認定またはじん肺管理区分決定がある場合に必要な書類			
⑥	支給決定等を受けた事実が分かる資料 (→13ページ)	原則不要 ※労災支給決定等情報提供サービスにより提供を受けた内容と異なる請求をする場合は必要です。	<input type="checkbox"/>
(4) 被災者の就業歴・石綿ばく露作業への従事を証明する資料			
⑦	被災者の就業歴・石綿ばく露作業歴の分かる資料 (→13ページ)	原則不要 ※労災支給決定等情報提供サービスにより提供を受けた内容と異なる請求をする場合は必要です。	<input type="checkbox"/>
(5) 請求する区分の石綿関連疾病に罹患していることを証明する資料			
⑧	石綿関連疾病への罹患が分かる資料 (→20ページ)	原則不要 ※労災支給決定等情報提供サービスにより提供を受けた内容と異なる請求をする場合は必要です。	<input type="checkbox"/>
⑧-2	罹患した疾病にかかわらず必要な資料		<input type="checkbox"/>
⑧-3	中皮腫に罹患している場合に必要な資料		<input type="checkbox"/>
⑧-4	石綿肺・びまん性胸膜肥厚に罹患している場合に必要な資料		<input type="checkbox"/>
⑧-5	良性石綿胸水に罹患している場合に必要な資料		<input type="checkbox"/>
(6) 企業等から損害賠償金や和解金などを受け取っている場合に必要な資料			
⑨	企業等からの受領金額の分かる資料 (→21ページ)	原則不要 ※企業等から損害賠償金や和解金などを受け取っている場合は必要です。	<input type="checkbox"/>
(7) その他の必要な資料			
⑩	振り込みを希望する金融口座の通帳またはキャッシュカードの写し (→21ページ)	必須	<input type="checkbox"/>
⑪	資料の日本語訳 (→21ページ)	原則不要 ※日本語以外で作成された資料がある場合は必要です。	<input type="checkbox"/>

1 基礎資料

① 請求書

「特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等請求書」(特-様式1)に、以下の例を参考に必要事項(赤字部分)を黒字で記入してください。

※同様の項目が記載されているものであれば、この様式による必要はありません。

(受付番号:) ※記載不要 (特) - 様式1 - 1

特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等請求書② (情報提供サービス利用者用)

労災支給決定等情報提供サービス交付番号 **1 2 3 4**

厚生労働大臣 殿

下記のとおり、特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律による給付金の支給を請求します。

令和4年 2月 1日 請求者氏名 厚生 花子

1. 請求者の情報

フリガナ	コウセイ ハナコ	生年月日	(明治・大正 昭和 平成・令和)
請求者氏名	厚生 花子	20年 6月 19日生	
フリガナ	トウキョウトチヨダクカスミガセキ1-2-2 チュウオウゴウドウチョウシャ5ゴウカン		
請求者住所又は居所	〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2 中央合同庁舎5号館		
電話番号	03(5253)1111		

※万一、請求者の方が本給付金等の支給の権利の認定・不認定の通知がなされるまでに死亡した場合には、本請求書による請求は無効となります。なお、当該場合には、特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律第3条第2項及び第3項に基づき遺族の方(本請求の請求者を除く。)が御自身の名前で改めて請求を行っていただくことになります。

2. 被災者の情報

フリガナ	コウセイ タロウ	生年月日	(明治・大正 昭和 平成)
被災者氏名	厚生 太郎	18年 12月 31日生	
被災者がお亡くなりになっている場合	請求者の被災者との続柄	請求者より先順位の遺族の有無	
	配偶者	<input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有(遺族氏名:)	
労働者災害補償保険法による保険給付の支給決定状況 ※石綿による健康被害の救済に関する法律による特別遺族給付金の支給決定状況を含む	<input checked="" type="checkbox"/> 支給決定あり <input type="checkbox"/> 請求予定又は請求中	<input type="checkbox"/> 不支給決定あり <input type="checkbox"/> 請求予定なし	
(支給決定ありまたは不支給決定ありの場合)			
決定年月日(支給・不支給)	平成24年 8月 16日	決定した労働基準監督署長	東京中央 労働基準監督署長
石綿による健康被害の救済に関する法律による救済給付の支給決定状況	<input type="checkbox"/> 支給決定あり <input type="checkbox"/> 請求予定又は請求中	<input type="checkbox"/> 不支給決定あり <input checked="" type="checkbox"/> 請求予定なし	
(支給決定ありまたは不支給決定ありの場合)			
決定年月日(支給・不支給)	年 月 日	認定を受けた疾病	<input type="checkbox"/> 中皮腫 <input type="checkbox"/> 肺がん <input type="checkbox"/> 著しい呼吸機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚 <input type="checkbox"/> 著しい呼吸機能障害を伴う石綿肺

以下は、労災支給決定等情報提供サービスの通知書（以下「通知書」）に記載された情報のおりに請求を行う場合の記入方法です。

通知書に記載されていない事項を追加して請求する場合、その事項を裏付ける資料の提出が必要になります。（2～3ページ参照）

通知書右上の ※ の欄に記載の番号を記入してください。

給付金は請求期限があり、請求書の到達日が以下期限内の必要があります（必着）。
（請求期限の末日が行政機関の休日の場合は、その翌開庁日が期限となります。）

- 原則：以下のいずれか遅い方の日から起算して20年
 - ・石綿関連疾病にかかった旨の医師の診断があった日
 - ・石綿肺に関するじん肺管理区分の決定（管理2～4のみ）があった日
- 被災者（石綿による健康被害を受けた方をいいます。以下同じ。）が石綿関連疾病により死亡した場合：死亡日から起算して20年

請求者が法定代理人・任意代理人の場合は「○○ 法定代理人 ××」等と記入してください。

- ・請求者が被災者本人の場合は被災者本人
- ・請求者が被災者のご遺族である場合は、そのご遺族
- ・請求者が法定代理人・任意代理人の場合は、その代理人の氏名・生年月日・住所（または居所）を記入してください。
※法定代理人の場合の氏名は「成年被後見人○○の成年後見人××」等と記入してください。

なお、**給付金の支給を受けることができるご遺族は、被災者がすでに死亡した場合の、**

- ①被災者の配偶者（内縁の方を含みます。以下同じ。）
 - ②子 ③父母 ④孫 ⑤祖父母 ⑥兄弟姉妹
- のうち、○の番号が最も小さい方に限られます。

請求者が被災者のご遺族である場合に記入してください。

「請求者の被災者との続柄」の欄には、**通知書の4「被災者との続柄」**に記載された内容を転記してください。

※その他の方が請求する場合は、その請求者と被災者との続柄を記入してください。
（その請求者が上記○の番号が最も小さい方であることを示す資料が必要です。）

「支給決定あり」にをしてください。

「決定年月日」、「決定した労働基準監督署長」の欄は、それぞれ、**通知書の「2 労災保険等の決定状況」の「決定年月日」、「決定した労働基準監督署長」の欄を転記してください。**（「決定年月日」は、不明であれば記入不要です。）

右上欄のいずれかにをしてください。（支給・不支給決定があれば下欄も記入）

※「石綿による健康被害の救済に関する法律」の「救済給付」に関する項目であり、同法の「特別遺族給付金」に関する項目ではないのでご注意ください。

（「決定年月日」は、不明であれば記入不要です。）

3. 請求に関する情報

(特) - 様式 1 - 2

請求する区分 【 ⑦ 】	※以下の①～⑦から該当するものを記載
①石綿肺管理2（相当を含む）でじん肺法所定の合併症なし ②石綿肺管理2（相当を含む）でじん肺法所定の合併症あり ③石綿肺管理3（相当を含む）でじん肺法所定の合併症なし ④石綿肺管理3（相当を含む）でじん肺法所定の合併症あり ⑤以下のいずれか（該当するものを選択） <input type="checkbox"/> 中皮腫 <input type="checkbox"/> 肺がん <input type="checkbox"/> 著しい呼吸機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚 <input type="checkbox"/> 石綿肺管理4（相当を含む） <input type="checkbox"/> 良性石綿胸水 ⑥以下のいずれかを原因として死亡（該当するものを選択） <input type="checkbox"/> 石綿肺管理2（相当を含む）でじん肺法所定の合併症なし <input type="checkbox"/> 石綿肺管理3（相当を含む）でじん肺法所定の合併症なし ⑦以下のいずれかを原因として死亡（該当するものを選択） <input type="checkbox"/> 石綿肺管理2（相当を含む）でじん肺法所定の合併症あり <input checked="" type="checkbox"/> 石綿肺管理3（相当を含む）でじん肺法所定の合併症あり <input type="checkbox"/> 中皮腫 <input type="checkbox"/> 肺がん <input type="checkbox"/> 著しい呼吸機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚 <input type="checkbox"/> 石綿肺管理4（相当を含む） <input type="checkbox"/> 良性石綿胸水	

(請求する区分が⑥または⑦の場合)

死亡年月日	(昭和 平成 令和)	備考（請求期限）※記載不要
	24年 1月 13日	

(請求する区分が①～⑤の場合)

請求する疾病にかかったと医師に診断された日	(昭和・平成・令和)	備考（請求期限）※記載不要
	年 月 日	

(全ての請求区分)

じん肺管理区分決定の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	合併症の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 (疾病名: 続発性気管支炎) <input type="checkbox"/> 無
--------------	---	--------	--

じん肺管理区分決定年月日

(昭和 平成 令和)	備考（請求期限）※記載不要
20年 5月 13日	

※じん肺管理区分決定がない場合には、請求する区分の管理区分に相当する旨の医師の診断日

(請求する区分が⑤又は⑦で肺がんを選択した場合)

被災者の喫煙の習慣の有無	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 (喫煙1日平均 本、喫煙期間 年 月～ 年 月)
--------------	---

(次のページにお進み下さい)

(注意) 故意に虚偽の内容を記載する等の不正の手段により給付金の支給を受けた場合には、不正に受給した金額の返還を行う必要があります。また、詐欺罪として刑罰に処せられることがあります。

①～⑦のうちから、被災者が当てはまる項目を1つ選択し、記入してください。
(通知書の「2 労災保険等の決定状況」の「罹患した疾病名」に合致するもの)
また、⑤～⑦を選択した場合は、その項目のいずれかの□を☑してください。

※「石綿肺管理○」とは、じん肺法に基づく「じん肺管理区分」が管理○である旨決定を受けた石綿肺をいいます。

※「相当を含む」とは、「じん肺管理区分」管理2～4に相当する状態にあるものに限る、その相当する「じん肺管理区分」の決定を受けていないものです。
(一人親方については、「じん肺管理区分」の決定の対象にはなりません。)

※「じん肺法所定の合併症」とは、以下の疾病をいいます。

肺結核、結核性胸膜炎、続発性気管支炎、続発性気管支拡張症、続発性気胸

なお、給付金額は以下のとおりです。

①	石綿肺管理2(相当を含む)でじん肺法所定の合併症なし	550万円
②	石綿肺管理2(相当を含む)でじん肺法所定の合併症あり	700万円
③	石綿肺管理3(相当を含む)でじん肺法所定の合併症なし	800万円
④	石綿肺管理3(相当を含む)でじん肺法所定の合併症あり	950万円
⑤	中皮腫、肺がん、著しい呼吸機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚、石綿肺管理4、良性石綿胸水であるもの	1,150万円
⑥	上記①、③のいずれかにより死亡した者	1,200万円
⑦	上記②、④、⑤のいずれかにより死亡した者	1,300万円

※喫煙歴を有する方(肺がんのみ)、短期ばく露に関する減額(それぞれ1割)があります。(詳細はパンフレット「建設アスベスト給付金制度の概要」を参照)

上記「請求する区分」で⑥または⑦を選んだ場合は、通知書の「1 被災者の情報」の「(亡くなっている場合)死亡年月日」の欄を転記してください。

上記「請求する区分」で①～⑤を選んだ場合は、通知書の「2 労災保険等の決定状況」の「疾病の診断日」の欄を転記してください。

- ・すべての請求区分の方が記入してください。
- ・「じん肺管理区分決定の有無」について当てはまる項目を☑してください。
- ・じん肺管理区分決定がある場合は、「合併症の有無」について☑し、合併症がある場合は、疾病名を上記「じん肺法所定の合併症」から選び、「じん肺管理区分決定年月日」(じん肺管理区分の決定がない場合は、請求する区分の管理区分に相当する旨の医師の診断日)を記入してください。

通知書の「2 労災保険等の決定状況」の「じん肺管理区分決定日」の欄を転記してください(記載がない場合は不要です)。

上記「請求する区分」が⑤または⑦で肺がんを選んだ場合は、通知書の「3 喫煙の習慣に関する情報」の「喫煙の習慣の有無」「1日の喫煙本数」「喫煙期間」を転記してください。

4. 損害賠償金、和解金、補償金等の受取状況

(特) - 様式1-3

※名称の如何を問わず本請求と同一の原因に基づく損害賠償金や和解金、補償金等の請求や受領を行っている、又は、行ったことがある方は記入して下さい。

国に対する訴訟情報	提訴裁判所名	東京地方	事件番号	平成●●年(7) 第●●●号	原告番号	999
企業等に対する請求情報	請求先の商号、名称又は氏名				請求額	円
	※現時点で請求中又は訴訟係属中の損害賠償金や和解金、補償金等について記載して下さい。					
企業等からの受取情報 ※既に支払を受けた損害賠償金や和解金、補償金について記載して下さい。	支払者の商号、名称又は氏名				受領額	円
	受領した者の氏名				被災者との続柄	
	受領日				年	月 日
	(受取額の内訳※内訳がある場合記載して下さい。)					
	元本	円	遅延損害金	円	弁護士費用その他	円

5. 振込を希望する金融口座 (※請求者本人名義の口座をご指定下さい。)

フリガナ	ユウチヨ	金融機関コード	
金融機関名	ゆうちょ	銀行	信用金庫
		その他 ()	9900
フリガナ	セ`ロセ`ロイチ	支店コード	
支店名	〇〇一	本店	支店
		支所	出張所
口座番号	1 2 3 4 5 6 7	預金種目	普通
			当座
			貯蓄
フリガナ	コウセイ	ハナコ	
口座名義	厚生 花子		

※フリガナは、濁点・半濁点も1文字として記載して下さい。

6. 個人情報の取扱い

本請求書に記載された情報、請求者から提出された本請求に関する資料及び行政機関が保有する本請求に関する資料等の情報について、被災者の方が本請求の認定要件に合致するかなどを確認するために、医療機関、被災者の方がお勤めの企業 (かつてお勤めであった企業を含みます。) などに、審査・認定に必要な限度で提供する場合があります。

上記について同意します。

上記について同意しません。

※同意いただけない場合には、認定要件に合致することが確認できないなどの影響が出る場合があります。

社会保険 労務士 記載欄	作成年月日・提出代行者・事務代理者の表示	氏名	電話番号
	22. 4. 1 作成 事務代理者	社会保険労務士 (東京都社会保険労務士会) 社労士 太郎	(03) 1234-5678

アスベスト被害について、国や企業（建設会社や建材メーカーなど）から損害賠償金や和解金などを受け取っている場合は、給付金額が調整されることがあります。

アスベスト被害について、国に対して訴訟を提起している場合や、すでに支払いを受けた損害賠償金や和解金などがある場合は、その訴訟情報を記入してください。

アスベスト被害について、企業（建設会社や建材メーカーなど）に対して裁判外で請求している場合や、訴訟を提起している場合は、記入してください。

※すでに損害賠償金や和解金、補償金などを受け取っている場合は不要です。

アスベスト被害について、企業（建設会社や建材メーカーなど）から損害賠償金や和解金、補償金などを受け取っている場合は、記入してください。

※現時点で請求中または訴訟継続中の場合は不要です。

請求者（任意代理人・法定代理人が請求する場合は、被災者やその遺族）名義の口座を記入してください。

【請求者本人が金融口座を保有していない場合】

新規口座を開設してください。（その場合、まずは請求書の振込先口座を空欄で提出し、口座開設後に追加で口座情報を提出してください。）

【成年後見人の口座への振込をご希望の場合】

「口座名義」の欄に成年後見人の口座であることが明確に分かるよう「成年被後見人〇〇の成年後見人××」のような形式で記載してください。「口座名義」のフリガナ欄には、請求者の氏名をカタカナで記載の上、あわせてカッコ書きで成年後見人の氏名をカタカナで記載してください。

「上記について同意します。」「上記について同意しません。」のいずれかをしてください。

【同意いただけない場合】

- ・医療機関、被災者の方がお勤めの企業などに、本請求書に記載された情報などを提供することができないため、必要な審査が実施できない場合があります。
このため、特段の事情が無い限りは、同意いただけますようお願いいたします。
- ・審査の実施のために必要があると判断した際に、ご連絡させていただくことがあります。

社会保険労務士が作成・提出・事務代理を行う場合に記入してください。

① - 2 委任状または成年後見人であることを証明する書類等

原則不要

※以下の場合には必要です。

- ・ 請求者が、労災支給決定等情報提供サービス申請者と同一でない場合、または申請時と同一住所でない場合
- ・ 請求者が任意代理人であって、給付金の請求の委任まで確認できない場合

以下のA、Bの**いずれも**提出してください。

なお、追加の提出資料を求める場合や、請求者本人の意思を直接確認する場合があります。

A. 委任状または成年後見人等であることを証明する書類

・ 任意代理人の場合

代理人が請求者本人により適切に代理権を授与された者であることを確認するために、委任状（原本）を提出してください。（申請の前3か月以内に作成されたものに限りです。）また、委任状には、最低限以下の事項を記載してください。

【委任状に最低限記載すべき事項】

- ・ 請求者本人氏名および住所
- ・ 代理人氏名および住所
- ・ 請求者本人と代理人の関係
- ・ 委任する内容

※委任する内容は明確に記載してください。

（例：特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律に基づく給付金の請求に関する一切の件）

- ・ 請求者本人の自署または押印
- ・ 委任の日付

・ 成年後見人等の場合

成年後見人等であることを証明する書類（成年後見登記に関する証明書など）を提出してください。

B. 本人確認資料

任意代理人・成年後見人等に関する「住民票の写し」を提出してください。

※申請の前3か月以内に作成されたものに限りです。

※「住民票の写し」とは、市区町村が管理している住民票原本である住民票台帳の内容を専用の紙に写したものです。

住民票の写しをコピーしたものは、正式な証明書として成り立ちません。必ず住民票の写しの原本を提出してください。

※婚姻や国籍変更などで提出書類に複数の氏名表記がある場合は、住民票の写しにあわせて戸籍抄本または戸籍記載事項証明のいずれかを提出してください。

2 添付資料

(0) 労災支給決定等情報提供サービス

通知書のコピー

各種の添付書類の省略（2～3ページ参照）が受けられなくなりますので、通知書を受け取った方は必ず提出してください。

(1) 請求者のご本人確認に必要な書類

② 住民票の写し等（請求者の氏名・生年月日・住所を確認できる書類）

原則不要

※以下のいずれかの場合は必要です。

- ・請求者が、労災支給決定等情報提供サービス申請者と同一でない場合
- ・申請時と同一住所でない場合

●原則

住民票の写し（住民票記載事項証明書）を提出してください。

※戸籍を提出する場合も提出してください。

※その他注意事項は10ページの「住民票の写し」に記載の内容と同じです。

●請求者が外国人の場合で住民票の写しが用意できない場合

旅券、その他の身分を証明する書類の写しを提出してください。

(2) 請求者が被災者の遺族である場合に必要書類

③ 戸籍謄本等

原則不要

※労災支給決定等情報提供サービスの申請時に提出されている戸籍謄本等で、請求者が最先順位の遺族であることが確認できない場合には必要です。

請求者と被災者との身分関係（続柄）や、請求者以外に給付金を受け取ることができる遺族の有無を確認するため、12ページの表に記載している事項が確認できる

戸籍（除籍、改製原戸籍）謄本、戸籍（除籍）全部事項証明書や住民票の写しを提出してください。

※戸籍謄本は、役所から交付されたものをご提出ください。

（コピーは不可。請求前の3か月以内に作成されたものに限り。）

※請求者と被災者の身分関係や結婚等で新たに戸籍が編製されている場合等は、複数の上記資料を照らし合わせるが必要な場合もあります。

請求者の続柄	必要となる戸籍謄本等の内容
①配偶者	・請求者が、被災者の死亡の時点で配偶者であったこと
②子	・被災者に存命の配偶者がいないこと ・請求者が、被災者の子であること
③父母	・被災者に存命の配偶者・存命の子がいないこと ・請求者が、被災者の父母であること ※被災者の出生から死亡までのすべての戸籍謄本は必須
④孫	・被災者に存命の配偶者・存命の子・存命の父母がいないこと ・請求者が、被災者の孫であること ※被災者の出生から死亡までのすべての戸籍謄本は必須
⑤祖父母	・被災者に存命の配偶者・存命の子・存命の父母・存命の孫がいないこと ・請求者が、被災者の祖父母であること ※被災者および被災者の子の出生から死亡までのすべての戸籍謄本は必須
⑥兄弟姉妹	・被災者に存命の配偶者・存命の子・存命の父母・存命の孫・存命の祖父母がいないこと ・請求者が、被災者の兄弟姉妹であること ※被災者および被災者の子の出生から死亡までのすべての戸籍謄本は必須

④ 死亡届の記載事項証明書（死亡の事実や死亡の原因が確認できる書類）

原則必要

※※被災者に関する労災保険の遺族補償給付、石綿救済法の救済給付（救済給付調整金、特別遺族弔慰金、特別葬祭料に限る）、特別遺族給付金の支給決定や認定を受けている場合は不要です。

被災者に関する死亡診断書・死体検案書・検視調書のいずれかの記載事項についての、市町村長（または法務局）の証明書を提出してください。

※6ページの「請求する区分」で⑥または⑦を選んだ場合は、被災者が、請求に関する疾病に起因して死亡したことを証明することができるものである必要があります。

⑤ 請求者が事実婚の場合はそれを証明する書類

原則不要

※請求者が、労災支給決定等情報提供サービス申請者と同一でなく、かつ、被災者の事実上の配偶者である場合は必要です。

住民票（続柄に「妻（未婚）」等と表示されているもの）、民生委員発行の事実婚証明書などの、請求者が被災者と事実上の婚姻関係にあったことが確認できる資料を提出してください。

(3) 被災者に、労災保険給付や石綿救済法の特別遺族給付金の支給・不支給決定、石綿救済法の救済給付の認定・不認定またはじん肺管理区分決定がある場合に必要な書類

⑥ 支給決定等を受けた事実が分かる資料

原則不要

※労災支給決定等情報提供サービスにより提供を受けた内容と異なる請求をする場合には必要です。

- ・労災保険給付や石綿救済法の特別遺族給付金の支給・不支給決定に関する「支給決定通知書」
- ・石綿救済法の救済給付に関する「認定等の結果通知」（疾病名が記載されているもの）
- ・じん肺法に基づく「じん肺管理区分決定通知書」

など、支給決定等を受けた事実が分かる資料を提出してください。

（これらの通知書がない場合は、これらを添付せずに請求いただいてもかまいませんが、必要に応じて追加提出をお願いする場合があります。）

(4) 被災者の就業歴・石綿ばく露作業への従事を証明する資料

⑦ 被災者の就業歴・石綿ばく露作業歴の分かる資料

原則不要

※労災支給決定等情報提供サービスにより提供を受けた内容と異なる請求をする場合には必要です。

●労災支給決定等情報提供サービスにより提供を受けた情報を修正する場合

「労災支給決定等情報」を朱書きで修正した上、その修正内容を証明できる資料を添付してください。

●労災支給決定等情報提供サービスにより提供を受けた情報には記載のない就業歴等を追加する場合

その就業歴等について、就業歴等申告書（通）様式3と続紙）および別紙（通）様式3別紙）を記入し、提出してください。（記入要領は、14ページ以降にあります。）

また、

- ・被保険者記録照会回答票（年金の加入履歴）などの就業歴が確認できる資料や、
 - ・作業報告書、日報、請負契約書（仕様書）などの作業歴が確認できる資料
- を提出してください。

その追記する就業歴等に中小事業主等・一人親方等の期間がある場合には、その事実が確認できる資料（特別加入承認通知書、労働者名簿等）があれば提出してください。

● 就業歴等申告書 (通一様式3) の記載例

以下の例を参考に、必要事項 (赤字部分) を黒字で記載してください。

(同様の項目が記載されているものであれば、この様式による必要はありません。)

(通一様式3)

就業歴等申告書 (通常請求用)

1枚目 / 2枚中

就業歴 (石綿ばく露作業従事期間がないものも含む) について記載して下さい。

フリガナ	コウセイ タロウ	生年月日	昭和18年 12月 31日	罹患した疾病名
被災者氏名	厚生 太郎			<input type="checkbox"/> 中皮腫 <input checked="" type="checkbox"/> 肺がん <input type="checkbox"/> 石綿肺 <input type="checkbox"/> 良性石綿胸水 <input type="checkbox"/> 著しい呼吸機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚

番号	事業場名	全在籍期間	石綿ばく露作業従事期間	吹付作業 (※)	屋内作業 (※)
1	(有)●●製紙	昭和38年 4月 ~ 昭和48年 8月	昭和40年 4月 ~ 昭和42年 4月	○	○
2	(有)●●運送	昭和48年 9月 ~ 昭和50年 9月	年 月 ~ 年 月		
3	(株)■●建築	昭和50年 10月 ~ 昭和55年 12月	昭和50年 10月 ~ 昭和55年 12月	○	○
4	(株)◆●建築	昭和56年 3月 ~ 昭和64年 1月	昭和56年 3月 ~ 昭和64年 1月	○	○
5	(厚生内装 (一人親方))	平成2年 1月 ~ 平成8年 7月	平成2年 1月 ~ 平成8年 7月	○	○
		小計①	20年 6ヶ月	小計②	11ヶ月

就業期間・石綿ばく露作業従事期間の詳細については (通一様式3別紙) のとおり・別紙 (4枚) を付けて下さい。

(※) 吹付作業、屋内作業に該当する場合には、それぞれの欄に○印等のチェックを付けて下さい。

小計①と②の合計

※総数がない場合は、小計①の値を転記して下さい。

25年 11ヶ月

記載枠が不足する場合には、本紙のコピーもしくは続紙に御記載の上、添付して下さい。

(厚生労働省使用欄) ※記入不要	
①昭和47年10月1日～昭和50年9月30日までの吹付作業期間合計 年 月 日	疾病名 肺がん・石綿肺
②昭和50年10月1日～平成16年9月30日までの屋内作業期間合計 年 月 日	基準 10年未満 3年未満 1年未満
①、②の合計	疾病名 中皮腫、良性石綿胸水

一人親方の場合であって屋号がある場合は「屋号名（一人親方）」と、屋号がない場合は「一人親方」と記入してください。

- ・通知書「5 就労歴及び石綿ばく露作業従事期間等に関する情報」に記載の就業歴
- ・通知書同欄に記載されていない、認定を求める就業歴

の**いづれについても**記入してください。

- ※記入方法はいずれの場合でも同じです。
- ※「石綿ばく露作業従事期間」がない就業歴であっても記入してください。
- ※右の【特定石綿ばく露建設業務】以外の期間の就業歴も記入してください。
- ※この様式に就業歴を記入しきれない場合は様式をもう1枚用いるか、あるいは16ページに記載の「続紙」に記入してください。

「石綿ばく露作業従事期間」のある就業歴であって、**通知書**に記載のないものは、**通一様式3**)を作成する必要がありますが（→18ページ）、その作成した**通一様式3**)の枚数を記入してください。

この様式に記入した、「石綿ばく露作業従事期間」の合計を記入してください。（続紙に記入したものは算入しません。）

就業した各事業場の「全在籍期間」のうち、**石綿ばく露する作業に従事した期間の全て**を記入してください。

※給付金を受けるためには、下記の「特定石綿ばく露建設業務」に従事した必要がありますが、**これに該当しないものも記入してください。**

【特定石綿ばく露建設業務】

石綿にさらされる建設業務（日本国内で行われたものに限ります。）であって、以下の表の業務をいいます。

期間	業務
昭和47年10月1日 ～昭和50年9月30日	石綿の吹付け作業に関する業務
昭和50年10月1日 ～平成16年9月30日	屋内作業場（※）で行われた作業に係る業務

※屋内作業場
屋根があり、側面の面積の半分以上が外壁などに囲まれ、外気が入りにくいことにより、石綿の粉じんが滞留するおそれのある作業場

この様式と続紙に記入した、「石綿ばく露作業従事期間」の合計を記入してください。（続紙がない場合は、この様式の合計）

通知書「5 就労歴および石綿ばく露作業従事期間等に関する情報」の「吹付け作業への該当・非該当」「屋内作業への該当・非該当」で該当とされている場合は、○を記入してください。

14ページの様式からの通し番号を記入してください。

続紙に記入した、「石綿ばく露作業従事期間」の合計を記入してください。
(14ページの様式に記入したものは算入しません)

就業歴等申告書の本紙と同様の要領（14～15ページ）を参考に記入してください。

●就業歴等申告書（通一様式3別紙）の記載例

以下の例を参考に、必要事項（赤字部分）を黒字で記載してください。

※作成の必要があるのは、**通知書**には記載のない就業歴等を追加する場合のみです。

※同様の項目が記載されているものであれば、この様式による必要はありません。

（通一様式3別紙）
4枚 / 4枚

就業歴の詳細について記載し、記載内容について、事業主もしくは（元）同僚などから証明を受けて下さい。
※石綿ばく露作業従事期間がない就業歴については、本別紙の記載は不要です。

就業歴番号	3	※就業歴等申告書（通一様式3及び続紙）に記載した就業歴のうち、該当するものの番号を御記入下さい。	
事業場名・所在地 事業概要・雇用等形態	昭和50年 10月 ～昭和55年 12月 (5年2ヶ月間)	昭和50年 10月 ～昭和55年 2月 (5年2ヶ月間)	石綿ばく露作業の 職種・種類・頻度
事業場名 株●●●●●●●●●● (所在地) 東京都千代田区霞が関●●●●●●●●●● 内装工事業 (事業概要)	石綿ばく露作業 大工 職種 種類 下記のア～キから選 択。力及びキの場合 は具体的な内容を備 考欄に記載。 頻度 1週間程度の作業を 年に12現場程度	石綿ばく露作業の 職種・種類・頻度 才 種類 頻度 1週間程度の作業を 年に12現場程度	石綿ばく露の状況 (作業の具体的内容・取扱建材等) どのような作業（下記「(石綿ばく露作業の種類)」(参照)を、どこ（建設現場内の作業箇所(屋内、屋外)で、どの ような建築材料等（使用のスレートなど）を用いて行っている状態に、どのような状況（石綿材を切断した際に飛散した 粉じんを吸ったなど）で石綿にばく露したかを具体的に記載して下さい。 個人向け建物の改築工事等を行う事業を行っており、当該事業の改築工事 では耐火被覆のために天井に吹き付けられたアスベスト（●●社製「製品 名」、●●社製「製品名」等）を手工具を用いて剥がす作業を屋内の脚立 上で行うことが一連の作業の中に含まれており、当該作業を行った際に天 井から剥がれて飛散するアスベストにばく露した。
就業歴 (雇用等形態) <input checked="" type="checkbox"/> 労働者 <input type="checkbox"/> 一人部 <input type="checkbox"/> 中小事業主 <input type="checkbox"/> その他()	石綿ばく露の有無 ①吹付作業の有無 : 有 ②作業箇所の屋内・屋外の別 (※) : 屋内	石綿ばく露の有無 : 有 ②作業箇所の屋内・屋外の別 (※) : 屋内	備考 ※屋根を有し、周囲の半分以上が外壁等しへい物に囲まれ、外気の流通が妨げられることにより、石綿粉じんが滞留するおそれがあるため、屋内と評価しうるのは屋内と見なします。 (石綿ばく露作業の種類) ア 石綿の吹付作業 エ 石綿製品が覆材又は建材として用いられている（石綿が吹き付けられた）建築物の解体、破砕等の作業 オ 石綿が吹き付けられた建築物、工作物の解体、破砕等の作業
証明者 上記のとおり相違ありません。	証明者 被災者との関係 事業主	証明者 被災者との関係 東京千代田区霞が関●●●●●●●●●●	備考 令和 4 年 1 月 25 日
証明者 住所 03-●●●●●●●●●●	証明者 住所 03-●●●●●●●●●●	証明者 住所 03-●●●●●●●●●●	備考 令和 4 年 1 月 25 日
証明者 役職・氏名 代表取締役 厚労 四郎	証明者 役職・氏名 代表取締役 厚労 四郎	証明者 役職・氏名 代表取締役 厚労 四郎	備考 ※証明者欄について事業主等からの協力が得られなかった場合は、証明者欄に「事業主等からの協力が得られなかった旨及びその背景となる事情・理由（事業場の倒産、事業主等と連絡がとれない等）を記入して提出して下さい。

追加したい就業歴等に関する事業場やその所在地、事業概要（鉄骨造家屋建築工事業、解体工事業、内装工事業など）を記入してください。また、「雇用等形態」のいずれかに☑をしてください。

左欄に記入した事業場における被災者の職種を記入してください。（職種の記載例）
大工、左官、内装工、塗装工、吹付工、解体工、ダクト工、配管設備工、現場監督

可能な限り、事業主や同僚などから証明を受けてください。なお、事業主等から証明を受けることが困難である場合は、この様式下部の「※」のとおり、その理由等の必要な事項を記入してください。
※厚生労働省から事業主等に連絡をさせていただく場合があります。

枠内上部に記載のとおり、

- ・ **どのような石綿ばく露作業**（欄外下部ア～キ）を行っていたか
 - ・ その石綿ばく露作業をどこで行っていたか
 - ・ **どのような（石綿を含む）建材**を用いていたか
 - ・ **どのような状況で石綿にばく露**したか
- について可能な限り詳細に記入してください。

就業歴等申告書（通）様式3（14ページ）や続紙（通）様式3続紙（16ページ）の「全在籍期間」「石綿ばく露作業従事期間」と同じ内容を記入してください。

上欄の「種類」で選択した作業に従事した頻度を記入してください
（記載例）
・ 2時間程度の作業を月〇～〇回
・ 1日の作業を年〇回程度

当該作業が、昭和47年10月1日～昭和50年9月30日の間にあるか、昭和50年10月1日～平成16年9月30日までの間にあるかを問わず、①②のいずれについても、該当するものに○を付けてください。

(5) 請求する区分の石綿関連疾病に罹患していることを証明する資料





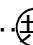
原則不要

※労災支給決定等情報提供サービスにより提供を受けた内容と異なる請求をする場合には必要です。

⑧ 石綿関連疾病への罹患が分かる資料

以下の「診断（意見）書」を提出してください。

（医師の診断（意見）書は、原則、石綿関連疾患と診断された医療機関、それが難しければ現在療養中の医療機関で発行してもらってください。）

- ・ [中皮腫用] …-様式 1
- ・ [肺がん用] …-様式 2
- ・ [石綿肺用] …-様式 3
- ・ [著しい呼吸機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚] …-様式 4
- ・ [良性石綿胸水用] …-様式 5

⑧-2～5 診断の根拠となる資料

以下の資料を提出してください。

番号	疾病	提出する資料
⑧-2	罹患した疾病に関わらず必要な資料	<ul style="list-style-type: none"> ・ エックス線画像、CT画像 ・ 石綿計測結果報告書や診療録の写し、その他検査結果報告書（検査を行っていない場合は不要です）
⑧-3	中皮腫に罹患している場合に必要な資料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 病理組織診断報告書、細胞診断報告書（どちらか1つの報告書は必ず提出してください。） ・ 可能な限り以下の標本も提出してください。 病理組織診断報告書の場合：HE染色標本 細胞診断報告書の場合：パパニコロウ染色標本
⑧-4	石綿肺・びまん性胸膜肥厚に罹患している場合に必要な資料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 呼吸機能検査結果報告書
⑧-5	良性石綿胸水に罹患している場合に必要な資料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 胸水の検査結果（性状、浸出液か漏出液かの鑑別のための検査を含む生化学的検査、細胞診を含む細胞学的検査、細菌学的検査、CEA、CYFRA、ADA、ヒアルロン酸値等）および胸水貯留をきたす他の疾病の有無を示す医証（既往歴・現病歴、リウマチ因子等の検査結果等）

(6) 企業等から損害賠償金や和解金などを受け取っている場合に 必要な資料

原則不要

※企業等から損害賠償金や和解金などを受け取っている場合には必要です。

⑨ 企業等からの受領金額の分かる資料

判決内容の分かる書類や、和解に関する合意書などを提出してください。
併せて、受領年月日が分かる資料（通帳の写し、受領書等）を提出してください。

(7) その他の必要な資料

⑩ 振り込みを希望する金融口座の通帳またはキャッシュカードの写し

給付金の振込誤りを防ぐため、提出してください。

※預金種目（普通・当座・貯蓄）が分かる箇所を複写してください。キャッシュカードの
場合は、余白に追記してください。

※振り込みを希望する金融口座は、請求者本人の口座をご指定ください。

⑪ 資料の日本語訳

原則不要

※日本語以外で作成された資料がある場合には必要です。

日本語以外で作成された資料がある場合には、必ず提出してください。

お問い合わせ先

労災保険相談ダイヤル

0570-006031

月曜日～金曜日 8:30～17:15

(土・日・祝日・年末年始はお休みします)

※ご利用の際は、通話料がかかります。IP電話など、一部の電話からはご利用になれません。

※労災支給決定等情報提供サービスや、労災保険一般に関するご相談も受け付けています。